

## 令和7年度『八代市人権作品』募集要項

### 1. 趣 旨

この作品募集は、市民が人権に関する作品の制作・応募を通じて人権を尊重することの大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を身につけるとともに、募集した作品を人権啓発として活用することにより、広く人権意識の普及高揚を図る。

### 2. 主 催

八代市人権問題啓発推進協議会

### 3. 対 象

- (1) 幼児・児童・生徒・学生の部…八代市内の幼児及び小学校、中学校、支援学校、高等学校、専門学校等に通学している人
- (2) 一般の部…(1)を除く八代市にお住まいの人、または八代市内に通勤している人

### 4. 募集部門

- ・人権に関する作品で未発表のもの
- ・応募は、部門を問わず、一人1点に限る

作 文	400字詰原稿用紙3枚以内
メッセージ	200字程度（応募様式またはA4版白用紙もしくは原稿用紙）
標 語	A4サイズ以下の用紙に記入
絵はがき	サイズは『ハガキ大』とし、文字、標語などの描き入れも可
ポスター	①四つ切サイズ（380mm×540mm程度）まで ※作品に対する思いや説明を一言書き添えてください。 ②グループ作品の場合は、最大750mm×1100mm程度まで可 ※作品に対する思いや説明を一言書き添えてください。
書 道	人権に関する題名であれば可 （清書用紙または小型条幅用紙）

### 5. 作品の内容

#### 人権に関する内容の作品

- (1) 部落差別・子ども・障がい者・高齢者・いじめ問題など、さまざまな人権問題
- (2) 命の尊さや大切さ（戦争と平和など）
- (3) 日常の家庭生活、学校生活など身の回りの体験や出来事（学校や家庭、地域など）
- (4) 自分の生き方や進路
- (5) 男女で築く豊かな社会
- (6) お互いの個性を認め合うこと、差別や偏見に対して感じること、自分の人生で大切に思っていることなど人権問題の解決への取り組みや人権尊重の重要性を訴え、人権意識の高揚を図る作品

### 6. 応募期間と提出先

応募期間 令和7年9月1日（月）～令和7年9月12日（金）

提出先 八代市人権問題啓発推進協議会（事務局：人権政策課）  
（〒869-4703 八代市千丁町新牟田 1502-1 千丁支所 3階）

### 7. 審 査

- (1) 部門ごと、各学年から2点ずつ選出し、入選作品とする。

(審査の結果、受賞作品数に変更される場合があります。)

(2) 学年ごとに入選作品の中から、1点を優秀作品と選出し、残りの作品を佳作とする。

(3) 入選作品者は、表彰し記念品を贈呈する。

(4) 応募者全員に参加賞を贈呈する。(募集要項を満たす応募者に限る。)

※ 応募作品は、原則返却します。ただし、入選作品は、原案をそのまま展示等に使用する場合があります、返却出来ない場合があります。ご了承ください。

## 8. 作品の発表及び使用

入選作品は、人権啓発に関するイベント及び広報・作品展示等において使用します。

(1) 作品の一部を今年度発行予定の広報「しあわせ」に掲載

(市報折込にて全世界配布)

(2) 作品展示・紹介

- ・人権作品展 (公共施設、ホームページ)
- ・巡回展示 (八代市内の小・中・支援学校)
- ・その他、人権啓発に関するイベント
- ・コミュニティ放送局の番組など

(3) 人権啓発ポスターや広報・啓発冊子・人権啓発グッズなどに使用

※なお、応募作品の著作権は、主催者に帰属します。発表及び使用する際に原案を編集することもあります。

展示及び広報誌に掲載することもあることから児童・生徒には公開する可能性があることを了承していただきますようお願いいたします。

## 9. 作品の応募について

学校から提出される応募作品は、部門ごと1クラス(学級)5点以内の推薦作品を選定した学校推薦での応募をお願いします。応募時には、別紙様式の応募作品数・応募者名簿と作品を一緒に提出してください。

(1) 応募方法

- ・作品には、必ず学校名・学年・氏名を記入し、ポスター部門は、作品に対する思いや経緯をコメント欄に記載してください。(※提出時の注意事項をご覧ください。)
- ・名簿等の様式は、Excel等で作成していただいても構いません。ただし、学年・組・氏名・フリガナ・応募部門を必ず明記してください。

(2) 注意事項

- ・学校・クラス全員で取り組み、別途、個人で応募されるなど重複応募等が判明した場合、その作品については応募がなかったものとみなします。
- ・展示等で応募者氏名を発表するため、匿名・仮名での作品は認めません。
- ・作品については、著作権・肖像権等及び人権を侵さないように配慮し、提出前に必ず学校内で確認の上、提出してください。

また、推敲及び清書し、そのまま載せてもよい状態で提出してください。

### (お問合せ・連絡先)

八代市人権問題啓発推進協議会 事務局

〒869-4703 八代市千丁町新牟田 1502-1

八代市千丁支所 3階(八代市人権政策課内)

電話 0965-30-1711 FAX0965-46-1950

E-mail : [jinken@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:jinken@city.yatsushiro.lg.jp)